

島根県報

号外第十一号

平成十五年二月二十一日

(金曜日)

告示

目次

島根県における共同漁業、定置漁業及び区画漁業の（漁業管理課）
免許の内容等の事前決定

告示

示

2 漁場の位置

島根県西郷町大字大久、犬来、飯田、東町、中町、西町、港町、岬町、下西、西田、今津及び加茂地先

3 漁場の区域

次の基点第七十一号から百六十度の線、基点第七十二号及びアを結んだ線並びに基点第七十三号から六十九度の方位との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）と距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第七十一号

島根県西郷町、都万村界に設置した標柱

基点第七十二号

島根県西郷町、布施村界に設置した標柱

基点第七十三号

島根県西郷町、布施村界に設置した標柱

ア

島根県第七十二号から二十六度松島と接する点

二 関係地区

島根県西郷町大字大久、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、岬町、下西、

西田、今津及び加茂

○公示番号 共第四十一号

一 免許の内容たるべき事項

- (-) 免許の内容たるべき事項及び関係地区
- 公示番号 共第四十号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月十五日から六月十日まで
いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月十五日から六月十日まで
いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月十五日から六月十日まで
いわのり〃 十一月一日から翌年三月三十一日まで
もしく〃 四月一日から十月三十一日まで

てんぐさ〃 三月一日から八月三十一日まで
もしく〃 四月一日から十月三十一日まで
あわび〃 一月一日から十二月三十一日まで
さざえ〃〃〃

なまこ〃〃〃

うに〃〃〃

たこ〃〃

あわび	一月一日から十一月三十一日まで	なまこ	二月一日から十一月三十一日まで
さざえ	"	なまこ	"
うに	"	うに	"
たこ	"	たこ	"
たこ	"	たこ	"
漁場の位置	隠岐郡布施村地先	漁場の位置	隠岐郡西郷町大字元屋、中村、湊、西村及び伊後地先
3	漁場区域	3	漁場区域
次の基点第七十一号及びアを結んだ線、基点第七十三号から六十度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから三十九度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域	次のア及びイを結んだ線、アから三十九度の方向並びに基点七十五号から三百四十度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域		
基点第七十二号 隠岐郡西郷町、布施村界に設置した標柱	基点第七十四号 隠岐郡布施村大字青島出島西端に設置した標柱		
基点第七十三号 隠岐郡西郷町、布施村界松島北東端に設置した標柱	基点第七十四号から二十六度松島と接する点		
基点第七十四号 隠岐郡布施村大字青島出島西端に設置した標柱	基点第七十二号から二百六十度十メートルの点		
ア	イ	ア	イ
ウ	イから二百十九度対岸と接する点	アから二百十九度対岸に接する点	アから二百十九度対岸に接する点

2	漁場の位置	2	漁場の位置
なまこ	"	なまこ	"
うに	"	うに	"
たこ	"	たこ	"
たこ	"	たこ	"
漁場の区域	隠岐郡西郷町大字元屋、中村、湊、西村及び伊後地先	漁場の区域	隠岐郡西郷町大字元屋、中村、湊、西村及び伊後地先
3	漁場区域	3	漁場区域
次のア及びイを結んだ線、アから三十九度の方向並びに基点七十五号から三百四十度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域	次のア及びイを結んだ線、アから三十九度の方向並びに基点七十五号から三百四十度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域		
基点第七十五号 隠岐郡西郷町、五箇村界に設置した標柱	基点第七十四号 隠岐郡布施村大字青島出島西端に設置した標柱		
基点第七十四号から二百六十度十メートルの点	基点第七十四号から二十六度松島と接する点		
ア	イ	ア	イ
イ	アから二百十九度対岸に接する点	ア	アから二百十九度対岸に接する点
二	関係地区	二	関係地区
隠岐郡布施村	隠岐郡西郷町大字元屋、中村、湊、西村及び伊後	隠岐郡布施村	隠岐郡西郷町大字元屋、中村、湊、西村及び伊後
◎公示番号 共第四十二号	◎公示番号 共第四十三号	◎公示番号 共第四十二号	◎公示番号 共第四十三号
1	免許の内容たるべき事項	1	免許の内容たるべき事項
1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	漁業の名称	漁業種類	漁業の名称
第一種共同漁業	漁業時期	第一種共同漁業	漁業時期
わかめ漁業	一月十五日から六月十日まで	わかめ漁業	一月十五日から六月十日まで
いわのり	十一月一日から翌年三月三十一日まで	いわのり	十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ	三月一日から八月三十一日まで	てんぐさ	三月一日から八月三十一日まで
もずく	四月一日から十月三十一日まで	もずく	四月一日から十月三十一日まで
あわび	一月一日から十一月三十一日まで	あわび	一月一日から十一月三十一日まで
さざえ	"	さざえ	"
たこ	"	たこ	"
たこ	"	たこ	"
うに	"	うに	"
なまこ	"	なまこ	"
なまこ	"	なまこ	"
うに	"	うに	"
たこ	"	たこ	"
たこ	"	たこ	"
漁場の位置	漁場の位置	漁場の位置	漁場の位置

3 隠岐郡五箇村地先
漁場の区域

次の基点第七十五号から三百四十四度の方向及び基点第七十六号から一百七十九度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第七十五号 隠岐郡五箇村、西郷町界に設置した標柱

基点第七十六号 隠岐郡五箇村、都万村界に設置した標柱

二 関係地区

隠岐郡五箇村

◎公示番号 共第四十四号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業	わかめ漁業	一月十五日から六月十日まで
いわのり〃	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで
てんぐさ〃	てんぐさ〃	三月一日から八月三十一日まで
もずく〃	もずく〃	四月一日から十月三十一日まで
あわび〃	あわび〃	五月一日から十二月三十一日まで
さざえ〃	さざえ〃	六月一日から九月三十一日まで
なまこ〃	なまこ〃	七月一日から九月三十一日まで
うに〃	うに〃	八月一日から九月三十一日まで
たこ〃	たこ〃	九月一日から九月三十一日まで
さざえ〃	さざえ〃	十月一日から十一月三十一日まで
なまこ〃	なまこ〃	十一月一日から十一月三十一日まで
うに〃	うに〃	十一月一日から十一月三十一日まで
たこ〃	たこ〃	十一月一日から十一月三十一日まで
さざえ〃	さざえ〃	十一月一日から十一月三十一日まで
なまこ〃	なまこ〃	十一月一日から十一月三十一日まで
うに〃	うに〃	十一月一日から十一月三十一日まで
たこ〃	たこ〃	十一月一日から十一月三十一日まで
さざえ〃	さざえ〃	十一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

3 隠岐郡都万村音部島地先
漁場の区域

隠岐郡都万村音部島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

二 関係地区

隠岐郡都万村

◎公示番号 共第四十六号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業	わかめ漁業	一月十五日から六月十日まで
いわのり〃	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで

基点第七十六号 隠岐郡都万村、五箇村界に設置した標柱
二 関係地区
隠岐郡都万村

◎公示番号 共第四十五号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業	わかめ漁業	一月十五日から六月十日まで
いわのり〃	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで

二 関係地区

隠岐郡都万村

◎公示番号 共第四十四号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業	わかめ漁業	一月十五日から六月十日まで
いわのり〃	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで

2 漁場の位置

3 隠岐郡都万村音部島地先
漁場の区域

隠岐郡都万村音部島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

二 関係地区

隠岐郡都万村

◎公示番号 共第四十六号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業	わかめ漁業	一月十五日から六月十日まで
いわのり〃	いわのり〃	十一月一日から翌年三月三十一日まで

2

漁場の位置

隱岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先（松島及び二股島を除く。）

てんぐさ〃 三月一日から八月三十一日まで
 もずく〃 四月一日から十月三十一日まで
 あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで
 さざえ〃
 なまこ〃
 うに〃
 たこ〃

3 漁場の区域
 隱岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートル

3

漁場の区域

隱岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メー

◎公示番号 共第四十七号
 一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期
 第一種共同漁業 わかめ漁業 一月十五日から六月十日まで
 いわのり〃 十一月から翌年三月三十一日まで
 てんぐさ〃 三月一日から八月三十一日まで
 もずく〃 四月一日から十月三十一日まで
 あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで
 なまこ〃
 うに〃
 たこ〃

2 漁場の位置
 隱岐郡海士町松島地先

隱岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メー

2 漁場の位置

基点第七十九号から一百六十四度の方向及び基点第八十号から百三度の方向
 との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートル
 の線とによって囲まれた区域。ただし、基点第七十七号及び基点第七十八号を結ん
 だ線並びに最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域を
 除く。

3 漁場の区域
 基点第七十七号 隱岐郡海士町二股島南端に設置した標柱
 基点第七十八号 隱岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱
 基点第七十九号 隱岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱
 基点第八十号 隱岐郡海士町大字海士、知々井界に設置した標柱

3 漁場の区域
 隱岐郡都万村大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含
 む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

2 関係地区

隠岐郡都万村

◎公示番号 共第四十八号
 一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期
 第一種共同漁業 わかめ漁業 一月十五日から六月十日まで
 いわのり〃 十一月から翌年三月三十一日まで
 てんぐさ〃 三月一日から八月三十一日まで
 もずく〃 四月一日から十月三十一日まで
 あわび〃 一月一日から十一月三十一日まで
 なまこ〃
 うに〃
 たこ〃

3

漁場の区域

隱岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メー

二 トルの線によって囲まれた区域
関係地区

◎公示番号 共第四十九号

二 トルの線によって囲まれた区域
関係地区

さざえ　〃　〃
なまこ　〃　〃
うに　〃　〃
たこ　〃　〃

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称　漁業時期

第一種共同漁業　わかめ漁業　一月十五日から六月十日まで

あわび　〃　一月一日から十一月三十一日まで

さざえ　〃　〃

2 漁場の位置

隠岐郡海士町大礁

3 漁場の区域

漁場の区域

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　漁業の名称　漁業時期

第一種共同漁業　わかめ漁業　一月十五日から六月十日まで

いわのり　〃　十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ　〃　三月一日から八月三十一日まで

もずく　〃　四月一日から十月三十一日まで

あわび　〃　一月一日から十二月三十一日まで

さざえ　〃　〃

○公示番号 共第五十号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　漁業の名称　漁業時期

第一種共同漁業　わかめ漁業　一月十五日から六月十日まで

いわのり　〃　十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ　〃　三月一日から八月三十一日まで

もずく　〃　四月一日から十月三十一日まで

あわび　〃　一月一日から十二月三十一日まで

さざえ　〃　〃

2 漁場の位置

隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎地先

3 漁場の区域

次の基点第七十九号から二百六十四度の方向及び基点第八十号から百三度の方向
との一直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートル

二 トルの線によって囲まれた区域
関係地区

◎公示番号 共第五十一号

さざえ　〃　〃
なまこ　〃　〃
うに　〃　〃
たこ　〃　〃

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　漁業の名称　漁業時期

第一種共同漁業　わかめ漁業　一月十五日から六月十日まで

いわのり　〃　十一月一日から翌年三月三十一日まで

てんぐさ　〃　三月一日から八月三十一日まで

もずく　〃　四月一日から十月三十一日まで

あわび　〃　一月一日から十二月三十一日まで

さざえ　〃　〃

二 關係地区

隠岐郡海士町二股島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

隠岐郡海士町二股島地先

の線とによって囲まれた区域

基点第七十九号

隠岐郡海士町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第八十号

隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱

二 関係地区

隠岐郡海士町大字知々井、御波及び崎

◎公示番号 共第五十二号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月十五日から六月十日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 三月一日から八月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から十月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月一日から十一月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 うに // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 たこ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 なまこ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 さざえ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 あわび // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 もずく // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 てんぐさ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 いわのり // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 いわのり // " "

五百メートルの線によって囲まれた区域

二 関係地区

隠岐郡西ノ島町

3 漁場の区域

隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メー

トルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第七十七号及び基点第七十八号

を結んだ線及び基点第八十三号から二百三十五度三十分の線並びに最大高潮時海岸

線から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第七十七号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第七十八号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第八十三号 隠岐郡西ノ島町大字雑ヶ鼻に設置した標柱

隠岐郡西ノ島町

◎公示番号 共第五十三号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月十五日から六月十日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 十一月一日から翌年三月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 三月一日から八月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 四月一日から十月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 一月一日から十一月三十一日まで

第一種共同漁業 わかめ漁業 うに // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 たこ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 なまこ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 さざえ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 あわび // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 もずく // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 てんぐさ // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 いわのり // " "

第一種共同漁業 わかめ漁業 いわのり // " "

五百メートルの線によって囲まれた区域

二 関係地区

隠岐郡西ノ島町

3 漁場の区域

隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸

五百メートルの線とによって囲まれた区域

トルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第七十七号及び基点第七十八号

を結んだ線及び基点第八十三号から二百三十五度三十分の線並びに最大高潮時海岸

線から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第七十七号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第七十八号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第八十三号 隠岐郡西ノ島町大字雑ヶ鼻に設置した標柱

二 関係地区

関係地区

あわび " 一月一日から十一月三十一日まで
さざえ " "

なまこ " "

うに " "

たこ " "

" "

" "

トルの線によって囲まれた区域
二 関係地区

◎公示番号 共第百三十五号 二 関係地区

◎公示番号 共第百三十五号

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業 一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業 五月一日から八月三十一日まで

雜魚固定式さし網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

田、今津及び加茂地先

3 漁場の区域

次の基点第七十一号から百六十度の線、基点第七十二号及びアを結んだ線並びに

基点第七十三号から六十九度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

基点第七十一号 隠岐郡西郷町、都万村界に設置した標柱

基点第七十二号 隠岐郡西郷町、布施村界に設置した標柱

基点第七十三号 隠岐郡西郷町、布施村界松島北東端に設置した標柱

ア 基点第七十三号から二十六度松島と接する点

二 関係地区

隠岐郡西郷町大久、犬来、飯田、東郷、東町、中町、西町、港町、岬町、下西、西田、今津及び加茂

◎公示番号 共第百三十六号

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 雜魚小型定置漁業 一月一日から十二月三十一日まで

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡五箇村竹島（北緯三十五度九分三十秒東経百三十度五十五分にある竹島）

3 地先

隠岐郡五箇村竹島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートル

4 漁場の区域

2 漁場の位置
漁場の区域

3 隠岐郡布施村地先

次の基点第七十二号及びアを結んだ線、基点第七十三号から六十九度の方向、ウ及びイを結んだ線並びにイから三十九度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

基点第七十二号 隠岐郡西郷町、布施村界に設置した標柱

基点第七十三号 隠岐郡西郷町、布施村界松島北東端に設置した標柱

基点第七十四号 隠岐郡布施村大字青島出島西端に設置した標柱

基点第七十二号から二十六度松島と接する点
イ
ウ

基点第七十四号から一百六十四度十メートルの点
イから二百十九度対岸と接する点

二 関係地区

隠岐郡布施村

◎公示番号 共第百三十七号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

五月一日から八月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業

五月一日から八月三十一日まで

雜魚固定式さし網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡西郷町大字元屋、中村、湊、西村及び伊後地先

漁場の区域

次のア及びイを結んだ線、アから三十九度の方向並びに基点第七十五号から三百四十四度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

とびうお固定式さし網漁業 五月一日から八月三十一日まで
雑魚固定式さし網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

基点第七十四号 隠岐郡布施村大字青島出島西端に設置した標柱
基点第七十五号 隠岐郡西郷町、五箇村界に設置した標柱
基点第七十四号から三百六十四度十メートルの点

ア イ
アから二百十九度対岸に接する点

二 関係地区

◎公示番号 共第百三十八号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業

五月一日から八月三十一日まで

雜魚固定式さし網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡五箇村地先

3 漁場の区域

◎公示番号 共第百三十九号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業

五月一日から八月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡西郷町大字元屋、中村、湊、西村及び伊後地先

漁場の区域

次のア及びイを結んだ線、アから三十九度の方向並びに基点第七十五号から三百四十四度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

とびうお固定式さし網漁業 五月一日から八月三十一日まで

雑魚固定式さし網漁業 一月一日から十二月三十一日まで

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業 一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業 五月一日から八月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡都万村地先（大森島、舟島、くり島及び音部島を除く。）

2 漁場の位置
隠岐郡都万村大森島、舟島及びくり島地先

3 次の基点第七十六号から二百七十九度の方向及び基点第七十一号から百六十度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域
基点第七十一号 隠岐郡都万村、西郷町界に設置した標柱
基点第七十六号 隠岐郡都万村、五箇村界に設置した標柱

3 漁場の区域
隠岐郡都万村大森島、舟島及びくり島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

2 漁場の位置
隠岐郡都万村（大森島、舟島及びくり島を除く。）

2 漁場の位置
隠岐郡都万村大森島、舟島及びくり島地先

◎公示番号 共第百四十号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業

漁業時期
五月一日から八月三十一日まで

雑魚固定式さし網漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡都万村音部島地先

3 漁場の区域

隠岐郡都万村音部島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域

二 関係地区

隠岐郡都万村

◎公示番号 共第百四十一号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業

漁業時期
五月一日から八月三十一日まで

雑魚固定式さし網漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

◎公示番号 共第百四十二号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業

漁業時期
五月一日から八月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井、海士、宇受賀及び豊田地先（松島及び二股島を除く。）

3 漁場の区域

次の基点第七十九号から二百六十四度の方向及び基点第八十号から百三度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第七十七号及び基点第七十八号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第七十七号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第七十八号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第七十九号 隠岐郡海士町大字唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第八十号 隠岐郡海士町大字海士、知々井界に設置した標柱

漁業時期

二 関係地区

隱岐郡海土町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

◎公示番号 共第百四十三号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業時期
第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とびうお固定式さし網漁業	五月一日から八月三十一日まで

- 2 漁場の位置
隱岐郡海土町松島地先

3 漁場の区域

隱岐郡海士町松島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

二 関係地区

隱岐郡海土町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

◎公示番号 共第百四十四号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業時期
第二種共同漁業 雜魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 2 漁場の位置
隱岐郡海土町大礁

3 漁場の区域

次のアを中心とした半径五百メートルの区域

基点第八十一号 隱岐郡海土町大字豊田亀高鼻に設置した標柱

基点第八十二号 隱岐郡海土町小森島北端に設置した標柱

ア 基点第八十一号から十七度の線と基点第八十二号から八十九度

の線との交点

二 関係地区

隱岐郡海土町福井、海士、宇受賀及び豊田

◎公示番号 共第百四十五号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業時期
第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とびうお固定式さし網漁業	五月一日から八月三十一日まで

- 2 漁場の位置
隱岐郡海土町二股島地先

3 漁場の区域

隱岐郡海土町二股島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

二 関係地区

隱岐郡海土町大字福井、海士、宇受賀及び豊田

◎公示番号 共第百四十六号

一 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業時期
第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
とびうお固定式さし網漁業	五月一日から八月三十一日まで

- 2 漁場の位置
隱岐郡海土町大礁

3 漁場の区域

次の基点第七十九号から二百六十四度の方向及び基点第八十号から百三度の方向と二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域

基点第七十九号 隱岐郡海土町大字海士唐橋鼻北端に設置した標柱

基点第八十号 隠岐郡海士町大字知々井、海士界に設置した標柱
二 関係地区

◎公示番号 共第百四十七号
○免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業
五月一日から八月三十一日まで

雜魚固定式さし網漁業
一月一日から十二月三十一日まで

漁場の位置

隠岐郡西ノ島町地先（星ノ神島を除く。）

漁場の区域

3 隠岐郡西ノ島町地先（星ノ神島を除く。）

漁場の区域

4 隠岐郡西ノ島町周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第七十七号及び基点第七十八号

を結んだ線及び基点第八十三号から二百三十五度三十分の線並びに最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第七十七号 隠岐郡海士町二股島南端に設置した標柱

基点第七十八号 隠岐郡西ノ島町大字美田黒崎鼻北端に設置した標柱

基点第八十三号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱

二 関係地区

隠岐郡西ノ島町

◎公示番号 共第百四十八号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業
五月一日から八月三十一日まで

雜魚固定式さし網漁業
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
3 漁場の区域

隠岐郡西ノ島町星ノ神島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸

五百メートルの線によって囲まれた区域

◎公示番号 共第百四十九号
○免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業
五月一日から八月三十一日まで

雜魚固定式さし網漁業
一月一日から十二月三十一日まで

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第二種共同漁業 雜魚小型定置漁業
一月一日から十二月三十一日まで

とびうお固定式さし網漁業
五月一日から八月三十一日まで

雜魚固定式さし網漁業
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

3 漁場の区域

隠岐郡知夫村地先

隠岐郡知夫村周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸五百メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の基点第八十三号から二百三十五度三十分の線及び最大高潮時海岸線から距岸五百メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

基点第八十三号 隠岐郡西ノ島町大字美田雉ヶ鼻に設置した標柱
二 関係地区

隠岐郡知夫村

(二) 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日 平成十五年九月一日

2 申請期間 平成十五年三月一日から同年七月三十一日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成十五年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

2 制限又は条件（公示番号共第百三十五号から共第百四十九号までに係るもの。）

雑魚固定式さし網漁業に使用することができる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）三百メートル、網丈六・六メートル以内及び網目六センチメートル以上でなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

定置漁業の部

(一) 免許の内容たるべき事項及び関係地区

◎公示番号 定第五十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

3 漁場の区域
隠岐郡五箇村大字久見池尻鼻地先

次の基点第百五十一号、ア、イ及び基点第百五十一号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百五十一号 隠岐郡五箇村大字久見池尻西北端に設置した標柱

ア 基点第百五十一号から三百五十三度千二百メートルの点

イ 基点第百五十一号から三百二十三度千二百メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 定第五十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡五箇村大字北方地先

3 漁場の区域

次の基点第百五十二号、ア、イ及び基点第百五十二号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百五十二号 隠岐郡五箇村大字北方村松通称中ノ島に設置した標柱

ア 基点第百五十二号から二百五十三度千四百メートルの点

イ 基点第百五十二号から二百二十三度千八百メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 定第五十三号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

3 漁場の区域
隠岐郡都万村大字南方地先

次の基点第百五十三号、ア、イ及び基点第百五十三号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百五十三号 隐岐郡都万村大字南方に設置した標柱

ア 基点第百五十三号から二百五十三度三十分九百四十メートル

イ 基点第百五十三号から二百一十七度九百メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 定第五十四号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡海土町大字豊田地先	
3 漁場の区域	次の基点第百五十四号、ア、イ及び基点第百五十四号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第百五十四号	隱岐郡海土町大字豊田エビス鼻に設置した標柱	
ア	基点第百五十四号から百四十五度五百五十メートルの点	
イ	基点第百五十四号から百九十四度五百五十メートルの点	
二 地元地区	隱岐郡海土町大字豊田	
◎公示番号 定第五十五号		
1 免許の内容たるべき事項		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡海土町大字崎地先	
3 漁場の区域	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第百五十五号	隱岐郡海土町大字崎宮の前鼻に設置した標柱	
ア	基点第百五十五号から百四十六度三百五十メートルの点	
イ	アから百十五度千八十メートルの点	
ウ	アから百六十五度千二百八十八メートルの点	
二 地元地区	隱岐郡海土町大字崎	
◎公示番号 定第五十六号		
1 免許の内容たるべき事項		

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、雑魚定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡西ノ島町浦郷三度地先	
3 漁場の区域	次の基点第百五十六号、ア、イ及び基点第百五十六号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第百五十六号	隱岐郡西ノ島町大字三度青凧浜中岩に設置した標柱	
ア	基点第百五十六号から百六十九度千二百メートルの点	
イ	基点第百五十六号から二百十七度七百五十メートルの点	
二 地元地区	隱岐郡西ノ島町大字浦郷	
◎公示番号 定第五十七号		
1 免許の内容たるべき事項		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、雑魚定置漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先	
3 漁場の区域	次の基点第百五十七号、ア、イ及び基点第百五十七号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第百五十七号	隱岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北端に設置した標柱	
ア	基点第百五十七号から七度五百メートルの点	
イ	基点第百五十七号から五十五度五百メートルの点	
二 地元地区	隱岐郡西ノ島町大字浦郷	
◎公示番号 定第五十八号		

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

九月一日から翌年五月三十一日まで

(二) 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日 平成十五年九月一日

2 申請期間 平成十五年三月一日から同年七月三十一日まで

(付記)

2 漁場の位置

隱岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先

3 漁場の区域

次の基点第百五十八号、ア、イ及び基点第百五十八号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百五十八号 隱岐郡西ノ島町大字浦郷赤島西端岩に設置した標柱

基点第百五十八号から五十四度四百九十メートルの点

基点第百五十八号から九十七度四百メートルの点

二 地元地区

隱岐郡西ノ島町大字浦郷

◎公示番号 定第五十九号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

九月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西ノ島町大字浦郷地先

3 漁場の区域

次の基点第百五十九号、ア、イ及び基点第百五十九号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第百五十九号 隱岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻南端に設置した標柱

基点第百五十九号から百六十七度四百五十メートルの点

基点第百五十九号から二百十五度四百五十メートルの点

二 地元地区

隱岐郡西ノ島町大字浦郷

(一) 免許の内容たるべき事項及び関係地区

1 漁業権の存続期間

平成十五年九月一日から平成二十年八月三十一日まで

2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

区画漁業の部

◎公示番号 区第九十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字加茂神尾地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第六百一号 隱岐郡西郷町大字加茂神尾に設置した標柱

基点第六百二号 隱岐郡西郷町大字加茂的前東端に設置した標柱

基点第六百一号から百七十八度千百八十メートルの点

アから三百八度三百メートルの点

エから三百八度三百メートルの点

基点第六百二号から百七十八度七百メートルの点

(二) 免許の内容たるべき事項

1 漁業権の存続期間

平成十五年九月一日から平成二十年八月三十一日まで

2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

区画漁業の部

◎公示番号 区第九十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字加茂神尾地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第六百一号 隱岐郡西郷町大字加茂神尾に設置した標柱

基点第六百二号 隱岐郡西郷町大字加茂的前東端に設置した標柱

基点第六百一号から百七十八度千百八十メートルの点

アから三百八度三百メートルの点

エから三百八度三百メートルの点

基点第六百二号から百七十八度七百メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 区第九十二号
○地元地区 隠岐郡西郷町大字加茂神尾

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字加茂鷹取崎地先

3 漁場の区域

次の基点第六百三号、ア、イ、ウ及び基点第六百四号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百三号

隱岐郡西郷町大字加茂鷹取崎通称海苔島に設置した標柱

基点第六百四号

隱岐郡西郷町大字加茂小鷹取島東端に設置した標柱

ア イ ウ

基点第六百三号から二百七十七度二百二十メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 区第九十三号
○地元地区 隱岐郡西郷町大字加茂

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦小鷹取島地先

3 漁場の区域

次の基点第六百五号、ア、イ及び基点第六百六号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

二 地元地区

基点第六百五号 基点第六百六号 基点第六百七号
基点第六百五号 隠岐郡西郷町大字加茂字箕浦小鷹取島北端に設置した標柱
基点第六百六号 隠岐郡西郷町大字加茂字箕浦中ノ島北端に設置した標柱
基点第六百七号 隠岐郡西郷町大字加茂字箕浦中ノ島北端に設置した標柱

ア イ 点

基点第六百七号から一百六十三度三十分百九十メートルの点

二 地元地区

基点第六百七号から一百六十三度三十分百九十メートルの点

イ 点

基点第六百七号から一百六十三度三十分百九十メートルの点

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦中ノ島地先

3 漁場の区域

次の基点第六百八号、ア、イ、ウ及び基点第六百八号の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

基点第六百八号

隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦中ノ島南端に設置した標柱

ア イ ウ

基点第六百八号から九十度百メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 区第九十五号
○地元地区 隱岐郡西郷町大字加茂

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字今津岸浜地先

3 渔場の区域

次の基点第六百十一号、ア、イ、ウ、エ及び基点第六百十一号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第六百九号

隱岐郡西郷町大字今津岸浜白崎南端に設置した標柱

基点第六百十号

隱岐郡西郷町大字今津岸浜平瀬南端に設置した標柱

基点第六百十一号

隱岐郡西郷町大字今津大崎南端に設置した標柱

基点第六百十二号

隱岐郡西郷町大字今津西沖防波堤突端に設置した標柱

基点第六百九号から百五十度百九十メートルの点

基点第六百十号から二百十七度三十分七百二十メートルの点

基点第六百十二号から百八十八度五百メートルの点

基点第六百十二号から百八十八度百九十九メートルの点

二 地元地区

隱岐郡西郷町大字今津岸浜

◎公示番号 区第九十六号

1 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 渔場の区域

隱岐郡西郷町大字今津地先

3 渔場の区域

次の基点第六百十三号、ア、イ及び基点第六百十四号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第六百十三号 隱岐郡西郷町大字今津オシドリに設置した標柱

基点第六百十四号 隱岐郡西郷町大字今津川尻瀬の上に設置した標柱

基点第六百十三号から百八十八度九百八十八メートルの点

基点第六百十四号から百八十八度二百五十五メートルの点

2 地元地区

隱岐郡西郷町大字今津

◎公示番号 区第九十七号

1 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 渔場の位置

隱岐郡西郷町大字東町金峯山立木地先

3 渔場の区域

次の基点第六百十五号、ア、イ、ウ及び基点第六百十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百十五号 隱岐郡西郷町大字東町舟島崎に設置した標柱

基点第六百十六号 隱岐郡西郷町大字東町高瀬崎に設置した標柱

基点第六百十七号 隱岐郡西郷町大字東町吹上崎に設置した標柱

基点第六百十五号から百七十九度三百メートルの点

基点第六百十六号から百三十二度三百メートルの点

基点第六百十七号から百三十二度三百メートルの点

2 地元地区

隱岐郡西郷町大字東町、中町、西町及び港町

◎公示番号 区第九十八号

1 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期

2 渔場の位置

隱岐郡西郷町大字飯田チエバ地先

3 渔場の区域

次の基点第六百十八号、ア、イ、ウ及び基点第六百十八号の各点を順次に結んだ

線によって囲まれた区域

基点第六百十八号 隠岐郡西郷町大字飯田立木チエバ南端に設置した標柱

ア 基点第六百十八号から百八十度百メートルの点

イ アから九十度三百メートルの点

ウ 基点第六百十八号から九十度三百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡西郷町大字東町、中町、西町及び港町

◎公示番号 区第九十九号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期
十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡西郷町大字犬来長浜地先

3 漁場の区域
次の基点第六百十九号、ア、イ及び基点第六百二十号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百十九号 隠岐郡西郷町大字犬来通称ヤマノシ東端に設置した標柱

基点第六百二十号 隠岐郡西郷町大字釜通称わが灘突端に設置した標柱

ア 基点第六百十九号から九十度五百メートルの点

イ 基点第六百二十号から九十度五百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡西郷町大字犬来

◎公示番号 区第百号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期
十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡布施村大字飯美

3 漁場の区域
隠岐郡布施村大字布施向谷千百五十八番地一に設置した標柱

ア 基点第六百二十一号から零度百四十メートルの点

イ 基点第六百二十二度から零度百五十メートルの点

ウ 基点第六百二十一号 隠岐郡布施村大字卯敷アゴ越崎通称赤島西端に設置した標柱

二 地元地区

基点第六百二十二号 隠岐郡布施村大字布施向谷千百五十八番地一に設置した標柱

◎公示番号 区第百一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期
十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡布施村大字飯美深浦地先

3 漁場の区域

次の基点第六百二十四号、ア、イ、ウ及び基点第六百二十四号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第六百二十三号 隠岐郡布施村大字飯美ノ崎北端に設置した標柱

基点第六百二十四号 隠岐郡布施村大字飯美通称うまのせに設置した標柱

ア 基点第六百二十四号から四十度二十メートルの点

イ 基点第六百二十三号から四十度三百二十メートルの点

ウ 基点第六百二十四号から四十度三百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡布施村大字飯美

◎公示番号 区第百二号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字元屋地先

3 漁場の区域

次の基点第六百二十五号と基点第六百二十六号の各点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百二十五号 隱岐郡西郷町大字元屋通称馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百二十六号 隱岐郡西郷町大字元屋通称イララギ東端に設置した標柱

二 地元地区

隱岐郡西郷町大字元屋

◎公示番号 区第百三号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡都万村大字蛸木地先

3 漁場の区域

次の基点第六百二十七号、ア及び基点第六百二十八号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百二十七号 隱岐郡都万村大字蛸木後谷南端に設置した標柱

基点第六百二十八号 隱岐郡都万村大字蛸木鶴ノ滻に設置した標柱

ア 基点第六百二十七号から九十度二百七十メートルの点

二 地元地区

隱岐郡都万村蛸木

◎公示番号 区第百四号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡海士町大字豊田オオヤ地先

3 漁場の区域

次の基点第六百二十九号、ア、イ及び基点第六百三十号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百二十九号 隱岐郡海士町大字海士高石漁港北側突端に設置した標柱

基点第六百三十号 隱岐郡海士町大字豊田通称オオヤのワレに設置した標柱

基点第六百三十一号 隱岐郡海士町大字豊田エビス鼻に設置した標柱

ア 基点第六百二十九号から百十二度二百十メートルの点

イ 基点第六百三十号から九十度の線と基点第六百三十一号及

びアを結んだ線との交点

二 地元地区

隱岐郡海士町大字豊田

◎公示番号 区第百五号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 わかめ養殖業

漁業時期 十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡海士町大字宇受賀鉢神地先

3 漁場の区域

次の基点第六百三十二号、ア、イ及び基点第六百三十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百三十二号 隱岐郡海士町大字豊田平瀬北東端に設置した標柱

			基点第六百三十三号 隐岐郡海土町大字宇受賀鉢神崎に設置した標柱 ア イ 基点第六百三十二号から零度二百メートルの点 基点第六百三十三号から四十五度三百メートルの点
		二 地元地区	二 地元地区
	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	基点第六百三十六号 隐岐郡海土町大字崎通称冲ノ瀬南端に設置した標柱 ア 基点第六百三十七号 隐岐郡海土町大字崎通称カーブシ鼻東端に設置した標柱 基点第六百三十八号 隐岐郡海土町大字崎松屋鼻南端に設置した標柱
1 免許の内容たるべき事項	1 免許の内容たるべき事項	1 免許の内容たるべき事項	基点第六百三十九号 隐岐郡海土町大字崎通称冲ノ瀬南端に設置した標柱 ア 基点第六百四十号 隐岐郡海土町大字知々井黒崎鼻南端に設置した標柱 基点第六百四十一号 隐岐郡海土町大字知々井白崎鼻西端に設置した標柱
2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置
3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域
○公示番号 区第百六号	○公示番号 区第百八号	○公示番号 区第百九号	○公示番号 区第百九号
一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置
3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域
○公示番号 区第百七号	○公示番号 区第百七号	○公示番号 区第百七号	○公示番号 区第百七号
一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置
3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域
○公示番号 区第百八号	○公示番号 区第百八号	○公示番号 区第百九号	○公示番号 区第百九号
一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項	一 免許の内容たるべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置	2 漁場の位置
3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域	3 漁場の区域

次の基点第六百三十七号、ア及び基点第六百三十八号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百三十六号 隐岐郡海土町大字崎通称冲ノ瀬南端に設置した標柱

基点第六百三十七号 隐岐郡海土町大字崎通称カーブシ鼻東端に設置した標柱

基点第六百三十八号 隐岐郡海土町大字崎松屋鼻南端に設置した標柱

基点第六百三十九号 隐岐郡海土町大字崎通称冲ノ瀬南端に設置した標柱
ア 基点第六百四十号 隐岐郡海土町大字知々井黒崎鼻南端に設置した標柱
基点第六百四十一号 隐岐郡海土町大字知々井白崎鼻西端に設置した標柱

基点第六百三十九号 隐岐郡海土町大字崎通称冲ノ瀬南端に設置した標柱
ア 基点第六百四十号 隐岐郡海土町大字知々井黒崎鼻南端に設置した標柱
基点第六百四十一号 隐岐郡海土町大字知々井白崎鼻西端に設置した標柱

六号及び基点第六百三十八号を結んだ線との交点

3 隠岐郡海士町大字知々井保々見地先
漁場の区域

次の基点第六百四十一号、ア及び基点第六百四十二号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百四十一号 隠岐郡海士町大字知々井保々見冲防波堤南東端に設置した

標柱

基点第六百四十一号 隠岐郡海士町大字知々井保々見高田鼻南東端に設置した標柱

基点第六百四十一号から二十度二百メートルの点

二 地元地区

○公示番号 区第百十号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡海士町大字知々井

3 漁場の区域

○公示番号 区第百十号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

2 漁場の位置

隱岐郡西ノ島町大字宇賀犬島地先

3 漁場の区域

次の基点第六百四十三号、ア、イ及び基点第六百四十四号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百四十三号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀犬島東端に設置した標柱

基点第六百四十四号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀冠島北端に設置した標柱

ア 基点第六百四十三号から百二十度二百メートルの点

イ 基点第六百四十四号から百二十度二百メートルの点

二 地元地区

○公示番号 区第百十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

十月一日から翌年五月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田いざなぎ地先

3 漁場の区域

次の基点第六百四十五号、基点第六百四十六号及び基点第六百四十七号の各点を順次に結んだ線並びに基点第六百四十八号と基点第六百四十九号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百四十五号 隠岐郡西ノ島町大字美田大床三七三四番地通称カタド北端に設置した標柱

基点第六百四十六号 隠岐郡西ノ島町大字美田男島南端に設置した標柱

基点第六百四十七号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻龜岩北端に設置した標柱

基点第六百四十八号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻龜岩南端に設置した標柱

基点第六百四十九号 隠岐郡西ノ島町大字美田白崎鼻東側に設置した標柱

二 地元地区

○公示番号 区第百十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業時期

2 漁場の位置

隱岐郡西ノ島町大字美田

3 漁場の区域

次の基点第六百五十号と基点第六百五一号を結んだ線及び基点第六百五十二号と基点第六百五十三号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百五十号 隐岐郡西ノ島町大字浦郷通称ビヤクビ東端に設置した標柱

基点第六百五十一号 隐岐郡西ノ島町大字浦郷大桂島南端に設置した標柱

		基点第六百五十一号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷大桂島東端に設置した標柱	
		基点第六百五十三号 基点第六百五十二号から一百七十二度の線が最大高潮時海岸線と接する点	
◎公示番号 区第二百四十一号		岸線と接する点	
二 地元地区		二 地元地区	
二 隠岐郡西ノ島町大字浦郷		二 隱岐郡西ノ島町大字浦郷	
一 免許の内容たるべき事項		一 免許の内容たるべき事項	
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類 漁業の名称		漁業種類 漁業の名称	
第一種区画漁業 かき養殖業		第一種区画漁業 かき養殖業	
漁場の位置		漁場の位置	
2 隠岐郡西郷町大字加茂タケイシ地先		2 隱岐郡西郷町大字加茂タケイシ地先	
3 漁場の区域		3 漁場の区域	
次の基点第六百五十四号、ア、イ、ウ及び基点六百五十四の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域		次の基点第六百五十四号、ア、イ、ウ及び基点六百五十四の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域	
基点第六百五十四号 隠岐郡西郷町大字加茂的ノ前に設置した標柱		基点第六百五十四号から九十分度五十メートルの点	
ア イ ウ		アから三百五十一度四百四十メートルの点	
基点第六百五十四号から九十分度五十メートルの点		基点第六百五十四号から九十分度五十メートルの点	
◎公示番号 区第二百四十二号		◎公示番号 区第二百四十二号	
二 地元地区		二 地元地区	
二 隠岐郡西郷町大字加茂、箕浦		二 隱岐郡西郷町大字加茂、箕浦	
一 免許の内容たるべき事項		一 免許の内容たるべき事項	
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類 漁業の名称		漁業種類 漁業の名称	
第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業		第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業	
漁場の位置		漁場の位置	
2 隠岐郡西郷町大字加茂字箕浦地先		2 隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦地先	
3 漁場の区域		3 漁場の区域	
次の基点第六百五十七号、ア及び基点第六百五十八号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域		次の基点第六百五十七号、ア及び基点第六百五十八号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とよつて囲まれた区域	
基点第六百五十七号 隠岐郡西郷町大字加茂字箕浦小鷹取島北端に設置した標柱		基点第六百五十七号 隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦小鷹取島北端に設置した標柱	
基点第六百五十八号 基点第六百五十九号から二百六十三度三十分の線が最大高潮時海岸線と接する点		基点第六百五十八号 基点第六百五十九号から二百六十三度三十分の線が最大高潮時海岸線と接する点	
ア		ア	
トルの点		トルの点	
◎公示番号 区第二百四十四号		◎公示番号 区第二百四十四号	
二 地元地区		二 地元地区	
二 隐岐郡西郷町大字箕浦		二 隱岐郡西郷町大字箕浦	
一月一日から十二月三十一日まで		一月一日から十二月三十一日まで	
3 漁場の区域		3 漁場の区域	
隠岐郡西郷町大字加茂鷹取崎地先		隠岐郡西郷町大字加茂鷹取崎地先	

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

2 渔場の位置

隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦中ノ島地先

3 渔場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第六百六十号 隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦中ノ島南端に設置した標柱

基点第六百六十号から九十度百メートルの点

基点第六百六十号から九十度二百メートルの点

エから九十度五十メートルの点

アから百八十度五百メートルの点

二 地元地区

隱岐郡西郷町大字加茂字箕浦

◎公示番号 区第二百四十五号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業

いたやがい、かき養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

2 渔場の位置

隱岐郡西郷町大字今津岸浜地先

3 渔場の区域

次の基点第六百六十一号、ア、基点第六百六十二号、イ及び基点第六百六十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百六十二号 隱岐郡西郷町大字今津岸浜平瀬南端に設置した標柱

基点第六百六十二号 隱岐郡西郷町大字今津岸浜大崎南端に設置した標柱

基点第六百六十三号 隱岐郡西郷町大字今津西沖防波堤突端

ア 基点第六百六十一号から一百十七度三十分百六十メートル

イ 基点第六百六十三号から百八十度百九十メートルの点

の点

二 地元地区

隱岐郡西郷町大字今津

◎公示番号 区第二百四十六号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

2 渔場の位置

隱岐郡西郷町大字今津岸浜地先

3 渔場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第六百六十四号 隱岐郡西郷町大字今津岸浜平瀬南端に設置した標柱

基点第六百六十五号 隱岐郡西郷町大字今津西沖防波堤突端

基点第六百六十四号から一百七度三十分七百二十メートルの点

基点第六百六十四号から百九十九度三十分千三百四十メートルの点

基点第六百六十五号から百九十二度千三百メートルの点

基点第六百六十五号から百八十度千百二十メートルの点

基点第六百六十五号から百八十度五百メートルの点

二 地元地区

隱岐郡西郷町大字今津

◎公示番号 区第二百四十七号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置	
隠岐郡西郷町大字今津岸浜地先	
3 漁場の区域	
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第六百六十六号 隠岐郡西郷町大字今津岸浜白崎南端に設置した標柱 ア イ ウ エ	
基点第六百六十六号から五十度百四十メートルの点 基点第六百六十六号から百三十五度百六十メートルの点 イから九十度百メートルの点 アから九十度百メートルの点	
二 地元地区	
隠岐郡西郷町大字今津	
◎公示番号 区第二百四十八号	
一 免許の内容たるべき事項	
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類 漁業の名称	
漁業の名称	
第一種区画漁業 いたやがい、 ひおうぎがい、 かき養殖業	
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで	
二 地元地区	
隠岐郡西郷町大字岬町毛用地先	
3 漁場の区域	
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点第六百七十一号 隠岐郡西郷町大字岬町毛用千七百六十八番地に設置した標柱 ア イ ウ エ	
基点第六百七十二号から三百五十四度六十メートルの点 基点第六百七十二号から三百五十四度百十メートルの点 基点第六百七十二号から三百五十四度八十分地に設置した標柱 ア イ ウ エ	
基点第六百七十二号から三百五十四度三十分地に設置した標柱 ア イ ウ エ	
二 地元地区	
隠岐郡西郷町大字岬町	
◎公示番号 区第二百五十号	
一 免許の内容たるべき事項	
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業種類 漁業の名称	
漁業の名称	
第一種区画漁業 いたやがい、 ひおうぎがい、 かき養殖業	
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで	
二 地元地区	
隠岐郡西郷町大字飯田	
3 漁場の区域	
次の基点第六百六十七号と基点第六百六十八号を結んだ線及び基点第六百六十九号と基点第六百七十号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点第六百六十七号 隠岐郡西郷町大字飯田大亀島北端に設置した標柱 基点第六百六十八号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井カカノ北岸に設置した標柱 基点第六百六十九号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井カカノ南岸に設置した標柱 基点第六百七十号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井大亀島南端に設置した標柱 二 地元地区	
隠岐郡西郷町	
◎公示番号 区第二百四十九号	
3 漁場の区域	
次の基点第六百七十五号、ア、イ、ウ及び基点第六百七十六号の各点を順次に結んだ線並びに基点第六百七十七号、基点第六百七十八号及び基点第六百七十九号の各点を順次に結	

各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第六百七十三号 隠岐郡西郷町大字西郷漁港沖防波堤東端

基点第六百七十四号 隠岐郡西郷町大字飯田字有田白崎西端に設置した標柱

基点第六百七十五号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井通称出ヶ崎北西岸に設置した

標柱

基点第六百七十六号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井小亀島南端に設置した標柱

基点第六百七十七号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井小亀島東端に設置した標柱

基点第六百七十八号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井大亀島北端に設置した標柱

基点第六百七十九号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井カカノ北岸に設置した標柱

基点第六百八十号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井大亀島北端に設置した標柱

基点第六百八十一号 隠岐郡西郷町大字東町田尻京ヶ島西端に設置した標柱

基点第六百八十二号 隠岐郡西郷町大字東町字金峯山万古鼻西端に設置した標柱

基点第六百八十三号 隠岐郡西郷町大字飯田字津井大亀島北端に設置した標柱

基点第六百八十四号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百八十五号 隠岐郡西郷町大字元屋柳ヶ浦黒島北端に設置した標柱

基点第六百八十六号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百八十七号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百八十八号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百八十九号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十一号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十二号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十三号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十四号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十五号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十六号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十七号 隠岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十八号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百九十九号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百一百号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百一百一号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百一百二号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百一百三号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百一百四号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百一百五号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

基点第六百一百六号 隐岐郡西郷町大字元屋海苔田鼻南側に設置した標柱

標柱

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第六百八十二号 隐岐郡西郷町大字飯田白崎西端に設置した標柱

基点第六百八十二号から三百三十八度八十五メートルの点

基点第六百八十二号から百九十八度百十メートルの点

イから二百六十七度五十メートルの点

アから三百六十七度五十メートルの点

イから二百六十七度五十メートルの点

アから三百六十七度五十メートルの点

2 地元地区

隠岐郡西郷町大字飯田

○公示番号 区第二百五十二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 いたやがい養殖業

漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡西郷町大字元屋地先

3 漁場の区域

次の基点第六百八十三号と基点第六百八十六号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第六百八十四号と基点第六百八十五号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点第六百八十三号 隠岐郡西郷町大字元屋柳ヶ浦黒島北端に設置した標柱

基点第六百八十四号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百八十五号 隠岐郡西郷町大字元屋柳ヶ浦黒島北端に設置した標柱

基点第六百八十六号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百八十七号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百八十八号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百八十九号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百一百号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百一百一号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百一百二号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

基点第六百一百三号 隠岐郡西郷町大字元屋馬の瀬北端に設置した標柱

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

一 免許の内容たるべき事項

2 地元地区

隠岐郡西郷町大字元屋、中村及び湊

3 漁場の位置

第一種区画漁業 いたやがい、
ひおうがい、かき養殖業

漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

○公示番号 区第二百五十三号

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
漁場の位置		
1 隠岐郡西郷町大字元屋地先		
2 次の基点第六百八十七号と基点第六百八十八号を結んだ線及び基点第六百八十九号と基点第六百九十九号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
3 基点第六百八十七号 隠岐郡西郷町大字湊防波堤突端に設置した標柱		
基点第六百八十八号 隠岐郡西郷町大字湊ひら島南端に設置した標柱		
基点第六百八十九号 隠岐郡西郷町大字湊ひら島北端に設置した標柱		
基点第六百九十九号 隠岐郡西郷町大字湊よなぎ東端に設置した標柱		
二 地元地区		
◎公示番号 区第二百五十四号		
1 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置		
隠岐郡西郷町大字元屋地先		
3 漁場の区域		
次に基点第六百九十一号、基点第六百九十二号、基点第六百九十三号及び基点第六百九十四号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
基点第六百九十一号 隠岐郡西郷町大字元屋元屋岸壁突端に設置した標柱		
基点第六百九十二号 隐岐郡西郷町大字元屋東防波堤突端に設置した標柱		
基点第六百九十三号 隐岐郡西郷町大字元屋沖防波堤突端に設置した標柱		
基点第六百九十四号 隐岐郡西郷町大字元屋冲防波堤突端を南東に延長した海岸		
二 地元地区		
に設置した標柱		
◎公示番号 区第一百五十五号		
1 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置		
隠岐郡五箇村大字北方灰床地先		
3 漁場の区域		
次に基点第六百九十五号と基点第六百九十六号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
基点第六百九十五号 隐岐郡五箇村大字北方耳崎東南側に設置した標柱		
基点第六百九十六号 隐岐郡五箇村大字北方灰床南端に設置した標柱		
二 地元地区		
◎公示番号 区第一百五十六号		
1 免許の内容たるべき事項		
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置		
隠岐郡五箇村大字北方福浦地先		
3 漁場の区域		
次に基点第六百九十七号と基点第六百九十八号を結んだ線及び基点第六百九十九号と基点第七百号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(ただし、福浦第三防波堤の内側の水域を除く)		
基点第六百九十七号 隐岐郡五箇村大字北方大浦川河口		
基点第六百九十八号 隐岐郡五箇村大字北方弁天島北東側に設置した標柱		
基点第六百九十九号 隐岐郡五箇村大字北方弁天島北側に設置した標柱		

基点第七百号
二 地元地区
○公示番号 区第二百五十七号

隱岐郡五箇村

一 免許の内容たるべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい、
ひおうぎがい、かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隱岐郡都万村大字津戸古釜谷地先

3 漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第七百一号 隱岐郡都万村大字津戸前平島北端に設置した標柱

基点第七百二号 隱岐郡都万村大字津戸古釜谷に設置した標柱

基点第七百一号から三十八度二百八十分メートルの点
アから百二十八度百四十メートルの点

基点第七百二号から三百八度八十メートルの点
アから百二十八度百四十メートルの点

エ

イ

ウ

ア

イ

ウ

ア

イ

ウ

ア

イ

ウ

ア

第一種区画漁業 いたやがい、
ひおうぎがい、かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

基点第七百号 大字北方通称クスルギ鼻に設置した標柱

3 漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第七百三号 隱岐郡西郷町、都万村界に設置した標柱

基点第七百三号から百六十六度四十四分五百五十四メートル

ア イ ウ エ の点
アから二百五十度三百五十メートルの点
イから百六十度四百八十分メートルの点
ウから七十度三百五十メートルの点

2 漁場の位置
隱岐郡都万村大字蛸木

○公示番号 区第二百五十九号

一 免許の内容たるべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい、
ひおうぎがい、かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隱岐郡都万村大字蛸木糠谷地先

3 漁場の区域
次の基点第七百四号、ア、イ及び基点第七百五号の各点を順次に結んだ線並びに

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第七百四号 隱岐郡都万村大字蛸木江津鼻西端に設置した標柱

基点第七百五号 基点第七百四号から三百十度七十五メートルの点
ア イ ウ エ の点
アから三百十度七十五メートルの点
イから零度二百五十メートルの点

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい、
ひおうぎがい、かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隱岐郡都万村大字蛸木

○公示番号 区第二百六十号

一 免許の内容たるべき事項
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい、
ひおうぎがい、かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

<p>二 地元地区</p> <p>二 地元地区</p> <p>二 地元地区</p>	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 90%;">漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</td></tr> <tr> <td>漁業種類</td><td>漁業の名称</td></tr> <tr> <td>第一種区画漁業</td><td>いたやがい、かき養殖業</td></tr> <tr> <td></td><td>一月一日から十二月三十一日まで</td></tr> </table> <p>◎公示番号 区第二百六十二号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 90%;">漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</td></tr> <tr> <td>漁業種類</td><td>漁業の名称</td></tr> <tr> <td>第一種区画漁業</td><td>かき養殖業</td></tr> <tr> <td></td><td>一月一日から十二月三十一日まで</td></tr> </table> <p>◎公示番号 区第二百六十一号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 90%;">漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</td></tr> <tr> <td>漁業種類</td><td>漁業の名称</td></tr> <tr> <td>第一種区画漁業</td><td>かき養殖業</td></tr> <tr> <td></td><td>一月一日から十二月三十一日まで</td></tr> </table> <p>◎公示番号 区第二百六十三号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td><td style="width: 90%;">漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</td></tr> <tr> <td>漁業種類</td><td>漁業の名称</td></tr> <tr> <td>第一種区画漁業</td><td>かき養殖業</td></tr> <tr> <td></td><td>一月一日から十二月三十一日まで</td></tr> </table>	1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名称	第一種区画漁業	いたやがい、かき養殖業		一月一日から十二月三十一日まで	1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名称	第一種区画漁業	かき養殖業		一月一日から十二月三十一日まで	1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名称	第一種区画漁業	かき養殖業		一月一日から十二月三十一日まで	1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類	漁業の名称	第一種区画漁業	かき養殖業		一月一日から十二月三十一日まで
1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期																																
漁業種類	漁業の名称																																
第一種区画漁業	いたやがい、かき養殖業																																
	一月一日から十二月三十一日まで																																
1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期																																
漁業種類	漁業の名称																																
第一種区画漁業	かき養殖業																																
	一月一日から十二月三十一日まで																																
1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期																																
漁業種類	漁業の名称																																
第一種区画漁業	かき養殖業																																
	一月一日から十二月三十一日まで																																
1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期																																
漁業種類	漁業の名称																																
第一種区画漁業	かき養殖業																																
	一月一日から十二月三十一日まで																																
<p>二 地元地区</p> <p>二 地元地区</p> <p>二 地元地区</p>	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">3</td><td style="width: 90%;">漁場の区域</td></tr> <tr> <td>漁場の区域</td><td>次の基点第七百八号、ア、イ及び基点第七百九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</td></tr> <tr> <td></td><td>基点第七百八号 隠岐郡海士町大字海士高石漁港南側突端に設置した標柱</td></tr> <tr> <td>ア</td><td>基点第七百九号 隠岐郡海士町大字海士高石漁港南防波堤突端に設置した標柱</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>基点第七百九号から百十二度二百五十メートルの点</td></tr> </table> <p>◎公示番号 区第二百六十二号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">3</td><td style="width: 90%;">漁場の区域</td></tr> <tr> <td>漁場の区域</td><td>次の基点第七百十二号、ア、イ及び基点第七百十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</td></tr> <tr> <td></td><td>基点第七百十二号 隠岐郡海士町大字海士小船崎西端に設置した標柱</td></tr> <tr> <td>ア</td><td>基点第七百十三号 隠岐郡海士町大字海士菱敷に設置した標柱</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>基点第七百十二号から三百七十七度二十メートルの点</td></tr> </table> <p>◎公示番号 区第二百六十三号</p> <p>一 免許の内容たるべき事項</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">3</td><td style="width: 90%;">漁場の区域</td></tr> <tr> <td>漁場の区域</td><td>次の基点第七百十三号から三百七十七度二百メートルの点</td></tr> </table>	3	漁場の区域	漁場の区域	次の基点第七百八号、ア、イ及び基点第七百九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		基点第七百八号 隠岐郡海士町大字海士高石漁港南側突端に設置した標柱	ア	基点第七百九号 隠岐郡海士町大字海士高石漁港南防波堤突端に設置した標柱	イ	基点第七百九号から百十二度二百五十メートルの点	3	漁場の区域	漁場の区域	次の基点第七百十二号、ア、イ及び基点第七百十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		基点第七百十二号 隠岐郡海士町大字海士小船崎西端に設置した標柱	ア	基点第七百十三号 隠岐郡海士町大字海士菱敷に設置した標柱	イ	基点第七百十二号から三百七十七度二十メートルの点	3	漁場の区域	漁場の区域	次の基点第七百十三号から三百七十七度二百メートルの点								
3	漁場の区域																																
漁場の区域	次の基点第七百八号、ア、イ及び基点第七百九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域																																
	基点第七百八号 隠岐郡海士町大字海士高石漁港南側突端に設置した標柱																																
ア	基点第七百九号 隠岐郡海士町大字海士高石漁港南防波堤突端に設置した標柱																																
イ	基点第七百九号から百十二度二百五十メートルの点																																
3	漁場の区域																																
漁場の区域	次の基点第七百十二号、ア、イ及び基点第七百十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域																																
	基点第七百十二号 隠岐郡海士町大字海士小船崎西端に設置した標柱																																
ア	基点第七百十三号 隠岐郡海士町大字海士菱敷に設置した標柱																																
イ	基点第七百十二号から三百七十七度二十メートルの点																																
3	漁場の区域																																
漁場の区域	次の基点第七百十三号から三百七十七度二百メートルの点																																

二 地元地区

◎公示番号 区第二百六十四号
隠岐郡海士町大字海士

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
第一種区画漁業 かき養殖業漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡海士町大字海士菱浦地先

3 漁場の区域

次の基点第七百四十四号及び基点第七百五十五号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百四十四号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱

基点第七百五十五号 隠岐郡海士町大字海士北分に設置した標柱

二 地元地区

◎公示番号 区第二百六十五号
隠岐郡海士町大字海士

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
第一種区画漁業 かき養殖業漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎地先

3 漁場の区域

次の基点第七百十六号、ア、イ及び基点第七百十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百十六号 隠岐郡海士町大字福井松ヶ崎西端に設置した標柱

基点第七百十七号 隠岐郡海士町大字福井に設置した標柱

基点第七百十六号から二百七十度百五十メートルの点

イ 基点第七百十七号から三百五十度三百メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 区第一百六十六号
隠岐郡海士町大字海士

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡海士町大字福井白津地先

3 漁場の区域

次の基点第七百四十八号、ア、イ及び基点第七百四十九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百四十八号 隠岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱

基点第七百四十九号 隠岐郡海士町大字福井目千西端に設置した標柱

ア 基点第七百四十八号から二百七十度三百十メートルの点

イ 基点第七百四十九号から二百七十度百五十メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 区第二百六十七号
隠岐郡海士町大字福井

一 免許の内容たるべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称
第一種区画漁業 かき養殖業漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡海士町大字御波須賀地先

3 漁場の区域

次の基点第七百二十号、ア、イ及び基点第七百二十一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 基点第七百十六号 隐岐郡海士町大字福井に設置した標柱

ア 基点第七百十六号から二百七十度百五十メートルの点

		基点第七百二十号 隠岐郡海士町大字御波須賀に設置した標柱
ア		基点第七百二十一号 隠岐郡海士町大字御波須賀防波堤突端に設置した標柱
イ		基点第七百二十号から三百四十四度百五十メートルの点 アから九十度の直線と基点第七百二十一号から三百四十五度の直線との交点
二	地元地区	
	◎公示番号 区第二百六十八号	隠岐郡海士町大字御波
一	免許の内容たるべき事項	
	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称
	2 漁場の位置	漁業時期
	3 漁場の区域	一月一日から十二月三十一日まで
	基点第七百二十号、ア及び基点第七百二十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	隠岐郡海士町大字御波須賀地先
	ア	基点第七百二十二号 隠岐郡海士町大字御波須賀岩棚南西端に設置した標柱
	ア	基点第七百二十三号 隠岐郡海士町大字御波堤に設置した標柱
	ア	基点第七百二十三号から二百六十四度二百メートルの点
二	地元地区	
	◎公示番号 区第二百六十九号	隠岐郡海士町大字御波
一	免許の内容たるべき事項	
	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称
	2 漁場の位置	漁業時期
	3 漁場の区域	一月一日から十二月三十一日まで
	基点第七百二十六号、ア、イ及び基点第七百二十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	隠岐郡海士町大字崎長才に設置した標柱
	ア	基点第七百二十六号 隠岐郡海士町大字崎多井長才に設置した標柱
	イ	基点第七百二十七号 隠岐郡海士町大字崎長瀬鼻東端に設置した標柱
	ア	基点第七百二十六号から百七十七度百メートルの点
	イ	基点第七百二十七号から百七十七度百三十メートルの点
二	地元地区	
	◎公示番号 区第二百七十一号	隠岐郡海士町大字崎
一	免許の内容たるべき事項	
	1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称
	2 漁場の位置	漁業時期
	第一種区画漁業 かき養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
	第一種区画漁業 かき養殖業	漁業時期
1	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称
2	漁場の位置	漁業時期
3	漁場の区域	一月一日から十二月三十一日まで
	基点第七百二十六号から百七十七度百メートルの点	隠岐郡海士町大字崎赤島地先

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いたやがい、かき養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の区域	3 隠岐郡海土町大字御波内浦地先	
3 次の基点第七百二十八号、ア、イ及び基点第七百二十九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第七百二十八号 隠岐郡海土町大字崎長瀬鼻東端に設置した標柱	
ア イ	基点第七百二十九号 隠岐郡海土町大字御波三島南東端に設置した標柱	基点第七百二十九号から百十二度百四十五メートルの点
二 地元地区	二 地元地区	
◎公示番号 区第二百七十三号	◎公示番号 区第二百七十二号	
1 免許の内容たるべき事項	1 免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称	
第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業	漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	2 漁場の位置	
隠岐郡海土町大字御波大滝地先	隠岐郡海土町大字御波大滝地先	
3 漁場の区域	3 漁場の区域	
次に基点第七百三十号、ア、イ及び基点第七百三十一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	次基点第七百三十号 隠岐郡海土町大字御波三ノ浦北端に設置した標柱	
ア イ	基点第七百三十一号 隠岐郡海土町大字御波大滝に設置した標柱	基点第七百三十一号から三十五度五十五メートルの点
二 地元地区	二 地元地区	
◎公示番号 区第二百七十三号	◎公示番号 区第二百七十四号	
1 免許の内容たるべき事項	1 免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称	
第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業	漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	2 漁場の位置	
隠岐郡海土町大字知々井セイ地先	隠岐郡海土町大字知々井セイ地先	
3 漁場の区域	3 漁場の区域	
次基点第七百三十四号、ア及び基点第七百三十五号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	次基点第七百三十四号 隠岐郡海土町大字知々井防波堤突端に設置した標柱	
ア イ	基点第七百三十五号 隠岐郡海土町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱	基点第七百三十五号から六十五度百二十メートルの点
二 地元地区	二 地元地区	
◎公示番号 区第二百七十三号	◎公示番号 区第二百七十四号	
1 免許の内容たるべき事項	1 免許の内容たるべき事項	
漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業種類、漁業の名称	
第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業	漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	2 漁場の位置	
隠岐郡海土町大字知々井セイ地先	隠岐郡海土町大字知々井セイ地先	
3 漁場の区域	3 漁場の区域	
次基点第七百三十四号、ア及び基点第七百三十五号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	次基点第七百三十四号 隠岐郡海土町大字知々井防波堤突端に設置した標柱	
ア イ	基点第七百三十五号 隠岐郡海土町大字知々井ハツガ崎に設置した標柱	基点第七百三十五号から六十五度百二十メートルの点
二 地元地区	二 地元地区	

◎公示番号 区第二百七十五号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

第一種区画漁業 かき養殖業

3 漁場の区域

次の基点第七百三十六号、ア、イ及び基点第七百三十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百三十六号 隠岐郡海土町大字知々井に設置した標柱

基点第七百三十七号 隠岐郡海土町大字知々井に設置した標柱

ア 基点第七百三十六号から百二十度三百メートルの点
イ 基点第七百三十七号から百二十度三百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡海土町大字知々井

◎公示番号 区第二百七十六号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

第一種区画漁業 かき養殖業

3 漁場の区域

隠岐郡海土町大字知々井長浜地先

◎公示番号 区第二百七十七号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

第一種区画漁業 かき養殖業

3 漁場の区域

次の基点第七百四十号と基点第七百四十一号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた地域

基点第七百四十号 隠岐郡海土町大字知々井保々見小グイに設置した標柱

基点第七百四十一号 隠岐郡海土町大字知々井保々見水谷鼻に設置した標柱

二 地元地区

隠岐郡海土町大字知々井

◎公示番号 区第二百七十八号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

第一種区画漁業 かき養殖業

3 漁場の区域

隠岐郡海土町大字知々井長浜南端に設置した標柱

◎公示番号 区第二百七十九号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

第一種区画漁業 かき養殖業

3 漁場の区域

次の基点第七百三十八号、ア及び基点第七百三十九号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百三十八号 隠岐郡海土町大字知々井長浜地先

基点第七百三十九号 隠岐郡海土町大字知々井通称トビ石に設置した標柱

ア 基点第七百三十九号 隠岐郡海土町大字知々井通称トビ石に設置した標柱

◎公示番号 区第二百七十七号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

第一種区画漁業 かき養殖業

3 漁場の区域

次の基点第七百四十二号、ア、イ及び基点第七百四十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし区第二百七十七号の区域を除く。

基点第七百四十二号 隠岐郡海土町大字知々井保々見蛇谷に設置した標柱

基点第七百四十三号 隠岐郡海土町大字知々井保々見水谷鼻北端に設置した標柱

◎公示番号 区第二百四十三号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

第一種区画漁業 かき養殖業

3 漁場の区域

次の基点第七百四十二号、ア、イ及び基点第七百四十三号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし区第二百七十七号の区域を除く。

基点第七百四十二号 隐岐郡海土町大字知々井保々見蛇谷に設置した標柱

基点第七百四十三号 隐岐郡海土町大字知々井保々見水谷鼻北端に設置した標柱

基点第七百四十四号 隠岐郡海土町大字知々井保々見通称神田崎に設置した標柱
ア
イ 基点第七百四十二号から三百三十度百メートルの点

基点第七百四十三号から三百三十度百メートルの点
基点第七百四十七号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀物井防波堤突端
ア
イ 基点第七百四十八号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀物井に設置した標柱
基点第七百四十九号から二百度百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡海土町大字知々井

◎公示番号 区第二百七十九号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡西ノ島町大字宇賀初座地先

3 漁場の区域

次の基点第七百四十五号、ア、イ及び基点第七百四十六号の各点を順次に結んだ

線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百四十五号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀オロシャの鼻に設置した標柱
ア
イ 基点第七百四十六号 隠岐郡西ノ島町大字宇賀初座の鼻に設置した標柱

基点第七百四十五号から百八十度百二十メートルの点
基点第七百四十六号から百八十度百三十メートルの点

二 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字宇賀

◎公示番号 区第二百八十一号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡西ノ島町大字宇賀物井地先

3 漁場の区域

次の基点第七百四十七号、ア、イ及び基点第七百四十八号の各点を順次に結んだ
線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百四十七号 隐岐郡西ノ島町大字宇賀物井防波堤突端
ア
イ 基点第七百四十八号 隐岐郡西ノ島町大字宇賀物井に設置した標柱
基点第七百四十九号から二百度百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字宇賀

◎公示番号 区第二百八十二号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 いたやがい養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡西ノ島町大字美田見付島地先

3 漁場の区域

次の基点第七百四十九号、ア、イ及び基点第七百五十号の各点を順次に結んだ

線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百四十九号 隐岐郡西ノ島町大字美田美田尻に設置した標柱
ア
イ 基点第七百五十号 隐岐郡西ノ島町大字美田カマヤの鼻東岸に設置した標柱

基点第七百五十号から九十五度三百七十メートルの点
基点第七百五十号から四十一度百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字美田

◎公示番号 区第二百八十二号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業 あわび養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡西ノ島町大字美田ナガハマ地先

3 渔場の区域
線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

○公示番号 区第二百八十四号
次の基点第七百五十一号、ア、イ及び基点第七百五十一号の各点を順次に結んだ

基点第七百五十一号 隠岐郡西ノ島町大字美田あごごえ鼻に設置した標柱
基点第七百五十一号 隠岐郡西ノ島町大字美田シオハヤ鼻に設置した標柱

ア イ 基点第七百五十一号から百十五度五十メートルの点
基点第七百五十一号から百十五度五十メートルの点

二 地元地区
隠岐郡西ノ島町大字美田

○公示番号 区第二百八十三号
1 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類、漁業の名称

第一種区画漁業 かき養殖業
漁業の名称

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田

3 渔場の区域
漁場の区域

次の基点第七百五十八号、基点第七百五十七号、基点第七百五十九号、ア及び基点第七百六十号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百五十七号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷大桂島北東端に設置した標柱
基点第七百五十八号 基点第七百五十七号から一百七十二度の線が最大高潮時海岸線

岸線と接する点

基点第七百五十九号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島北東端に設置した標柱
基点第七百六十号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称タカタキに設置した標柱

基点第七百六十号から七十八度三十分五百メートルの点

二 地元地区
隠岐郡西ノ島町大字浦郷

○公示番号 区第二百八十五号
1 免許の内容たるべき事項
柱

基点第七百五十四号 隠岐郡西ノ島町大字美田通称わたのこ西端に設置した標柱
基点第七百五十五号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ケ鼻北側突端に設置した標柱

基点第七百五十六号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ケ鼻西端に設置した標柱

ア イ 基点第七百五十三号から一百七十度二百五十メートルの点
基点第七百五十六号から一百七十度二百五十メートルの点

1 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類、漁業の名称

第一種区画漁業 いたやがい、

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

ひおうぎがい、かき養殖業

2 漁場の位置

○公示番号 区第二百八十四号
1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類、漁業の名称

第一種区画漁業 いたやがい、
ひおうぎがい、かき養殖業

漁業時期
一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置
隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び美田

3 隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先
漁場の区域

次の基点第七百六十一号、ア、イ及び基点第七百六十二号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百六十一号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷通称アキグリ東端に設置した標柱
基点第七百六十一号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷赤崎鼻突端に設置した標柱
ア イ 基点第七百六十一号から五十度四百四十メートルの点
イ 基点第七百六十二号から七十七度百五十メートルの点

二 地元地区

◎公示番号 区第二百八十六号
○公示番号 区第二百八十六号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 かき養殖業

漁業時期
漁業の名称
漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡知夫村散田地先

3 渔場の区域

次の基点第七百六十七号、基点第七百六十八号及び基点第七百六十九号の各点を順次に結んだ線並びに基点第七百七十号と基点第七百七十一号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百六十七号 隠岐郡知夫村島津島カトガ鼻に設置した標柱
基点第七百六十八号 隠岐郡知夫村島津島サザエ島東端に設置した標柱
基点第七百六十九号 隠岐郡知夫村島津島大頭東端に設置した標柱
基点第七百七十号 隠岐郡知夫村島津島大頭西端に設置した標柱
基点第七百七十一号 隆岐郡知夫村島津島大頭側に設置した標柱

二 地元地区

◎公示番号 区第二百八十八号
○公示番号 区第二百八十八号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 いたやがい、かき養殖業

漁業時期
漁業の名称
漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

隠岐郡知夫村大赤島北端に設置した標柱

3 渔場の区域

次の基点第七百六十三号と基点第七百六十四号を結んだ線並びに基点第七百六十五号、ア、イ及び基点第七百六十六号の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百六十三号 隠岐郡知夫村散田に設置した標柱
基点第七百六十四号 隠岐郡知夫村大赤島北端に設置した標柱
基点第七百六十五号 隆岐郡知夫村大赤島東端に設置した標柱
基点第七百六十六号 隆岐郡知夫村散田コシンヤ島付近に設置した標柱
ア イ 基点第七百六十五号から九十度二百メートルの点
基点第七百六十六号から九十度二百五十メートルの点

◎公示番号 区第二百八十七号
○公示番号 区第二百八十七号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 ひおうぎがい、かき養殖業

漁業時期
漁業の名称
漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

二 地元地区

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

◎公示番号 区第二百八十九号	基点第七百七十二号から三十八度百五十メートルの点 基点第七百七十一号から三十八度三百メートルの点 基点第七百七十三号から三十八度二百十メートルの点	二 地元地区	基点第七百七十二号から三十八度百五十メートルの点 基点第七百七十一号から三十八度三百メートルの点 基点第七百七十三号から三十八度二百十メートルの点
		二 地元地区	基点第七百七十二号から三十八度百五十メートルの点 基点第七百七十一号から三十八度三百メートルの点 基点第七百七十三号から三十八度二百十メートルの点
◎公示番号 区第二百九十一号	基点第七百七十六号から三十八度百五十メートルの点 基点第七百七十七号から三十八度六メートルの点 基点第七百七十八号から三十八度六メートルの点	二 地元地区	基点第七百七十六号から三十八度百五十メートルの点 基点第七百七十七号から三十八度六メートルの点 基点第七百七十八号から三十八度六メートルの点
		二 地元地区	基点第七百七十六号から三十八度百五十メートルの点 基点第七百七十七号から三十八度六メートルの点 基点第七百七十八号から三十八度六メートルの点
◎公示番号 区第二百九十二号	基点第七百八十一号から三十度百メートルの点 基点第七百八十一号から三十度百メートルの点	二 地元地区	基点第七百八十一号から三十度百メートルの点 基点第七百八十一号から三十度百メートルの点
		二 地元地区	基点第七百八十一号から三十度百メートルの点 基点第七百八十一号から三十度百メートルの点

◎公示番号 区第三百二十一号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 ぶり、たい、ふぐ
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

第一種区画漁業 ひらめ小割式養殖業
漁業の名称 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

ひらめ小割式養殖業
漁業の名称 一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域

隱岐郡西郷町大字東町田尻地先

次の基点第七百九十九号、ア、イ及び基点第七百九十一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百九十九号 隱岐郡海士町大字福井木戸南端に設置した標柱

基点第七百九十一号 隱岐郡海士町大字福井小根木西端に設置した標柱

基点第七百九十九号から二百七十度百五十メートルの点

基点第七百九十一号から一百七十度三百十メートルの点

二 地元地区

隱岐郡海士町大字海士、福井、宇賀及び豊田

◎公示番号 区第三百二十三号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 ぶり、たい、ふぐ
漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

ひらめ小割式養殖業
漁業の名称 一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域

次の基点第七百九十九号と基点第七百九十二号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百九十九号 隱岐郡海士町大字海士通称丸山鼻西端に設置した標柱

基点第七百九十三号 隱岐郡海士町大字海士唐橋鼻角木に設置した標柱

二 地元地区

次の基点第七百九十九号と基点第七百九十二号を結んだ線との交点

基点第七百九十九号と基点第七百九十二号を結んだ線との交点

基点第七百九十九号と基点第七百九十二号を結んだ線との交点

◎公示番号 区第三百二十二号

一 免許の内容るべき事項

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 ぶり、たい、ふぐ
漁業の名称 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置

ひらめ小割式養殖業
漁業の名称 一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域

隱岐郡西郷町大字東町田尻地先

次の基点第七百九十九号と基点第七百九十二号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第七百九十九号 隱岐郡海士町大字海士通称丸山鼻西端に設置した標柱

基点第七百九十三号 隱岐郡海士町大字海士唐橋鼻角木に設置した標柱

二 地元地区

隱岐郡海士町大字海士、福井、宇賀及び豊田

島根県報		号外第11号
◎公示番号	区第三百二十四号	ア 基点第七百九十六号から一百八度五十五メートルの点
一 免許の内容たるべき事項	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	イ 基点第七百九十七号から一百八度五十五メートルの点
第一種区画漁業	ぶり、たい、 ひらめ小割式養殖業	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡海土町大字御波深浦地先	
3 漁場の区域	次の基点第七百九十四号、ア、イ及び基点第七百九十五号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点第七百九十四号	隱岐郡海土町大字御波大滝に設置した標柱	
ア イ	基点第七百九十四号から三十五度六十メートルの点 基点第七百九十五号から三十五度六十メートルの点	
二 地元地区	隱岐郡海土町大字御波	
◎公示番号	区第三百二十五号	
一 免許の内容たるべき事項	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
1 漁業種類	漁業の名称	
第一種区画漁業	ぶり、たい小割式養殖業	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡海土町大字御波地先	
3 漁場の区域	次の基点第七百九十五号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点第七百九十五号	隱岐郡海土町大字御波大滝に設置した標柱	
二 地元地区	隱岐郡海土町大字御波	
◎公示番号	区第三百二十九号	
一 免許の内容たるべき事項	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
1 漁業種類	漁業の名称	
第一種区画漁業	ぶり、たい小割式養殖業	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡海土町大字御波地先	
3 漁場の区域	次の基点第七百九十六号、ア、イ及び基点第七百九十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点第七百九十六号	隱岐郡海土町大字御波古小浦に設置した標柱	
基点第七百九十七号	隱岐郡海土町大字御波竹岬に設置した標柱	
◎公示番号	区第三百二十六号	ア 基点第七百九十六号から一百八度五十五メートルの点
一 免許の内容たるべき事項	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	イ 基点第七百九十七号から一百八度五十五メートルの点
第一種区画漁業	ぶり、たい、 ひらめ小割式養殖業	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
2 漁場の位置	隱岐郡海土町大字御波	
3 漁場の区域	次の基点第八百号、ア及び基点第八百一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点第八百号	隱岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻地先	
基点第八百一号	隱岐郡西ノ島町大字浦郷堂岩の南側に設置した標柱	

基点第八百一号 隠岐郡西ノ島町大字浦郷島根鼻南端に設置した標柱
ア 基点第八百号から百九十一度の線と基点第八百一号から一

百八十一度の線との交点
百八十一度の線との交点
基点第八百六号から三百二十二度二百六十メートルの点

二 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷

◎公示番号 区第三百二十八号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業

ふぐ、ぶり、たい

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

ひらめ小割式養殖業

2 漁場の位置

隠岐郡西ノ島町大字美田セト弁天鼻地先

3 漁場の区域

次の基点第八百二号、ア、イ及び基点第八百五号の各点を順次に結んだ線並びに

基点第八百四号と基点第八百三号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域

基点第八百二号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻西端に設置した標柱

基点第八百三号 隠岐郡西ノ島町大字美田獅子ヶ鼻南側突端に設置した標柱

基点第八百四号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻北端に設置した標柱

基点第八百五号 隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻南端に設置した標柱

ア イ 基点第八百二号から二百七十度三百メートルの点

基点第八百五号から三百一度三百メートルの点

二 地元地区

隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び美田

◎公示番号 区第四百一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の区域
第一次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点第八百六号 隠岐郡西郷町大字東郷字宮尾に設置した標柱
ア イ ウ エ 基点第八百六号から百十二度三十メートルの点
基点第八百六号から三十二度二百六十メートルの点
ウから百十二度五十メートルの点
第一種区画漁業 真珠養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

二 地元地区

隠岐郡西郷町大字東郷宮尾地先

◎公示番号 区第四百二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

二 地元地区

隠岐郡西郷町

◎公示番号 区第四百二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 真珠養殖業 漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

二 地元地区

隠岐郡西郷町大字東郷字小田地先

◎公示番号 区第四百二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 真珠養殖業 漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

二 地元地区

隠岐郡西郷町

◎公示番号 区第四百二号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

◎公示番号 区第四百三号

一 免許の内容るべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種区画漁業 真珠養殖業

漁業時期
一月一日から十一月三十一日まで

2 漁場の位置

隱岐郡西郷町大字飯田犬島崎地先

3 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第八百九号 隱岐郡西郷町大字飯田白崎西端に設置した標柱

基点第八百十号 隱岐郡西郷町大字飯田犬島崎北側に設置した標柱

基点第八百十号から百九十八度百十メートルの点

イから二百六十七度五十メートルの点

アから二百六十七度五十メートルの点

二 地元地区

隱岐郡西郷町

(二) 免許予定日及び申請期間

1 免許予定日

平成十五年九月一日

2 申請期間 平成十五年三月一日から同年七月三十一日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

(1) 公示番号区第九十一号から区第一百十二号まで、区第二百四十一号から区第二百

九十号まで及び区第三百二十一号から区第三百二十八号までに係るもの

平成十五年九月一日から平成二十年八月三十一日まで

(2) 公示番号区第四百一号から区第四百三号までに係るもの

平成十五年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

2 制限又は条件
漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

平成15年2月21日

島根県報

号外第11号 (40)

平成十五年二月二十一日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行